

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成18年8月3日(2006.8.3)

【公開番号】特開2006-18328(P2006-18328A)

【公開日】平成18年1月19日(2006.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2006-003

【出願番号】特願2005-278657(P2005-278657)

【国際特許分類】

**G 03 G 15/00 (2006.01)**

【F I】

G 03 G 15/00 530

【手続補正書】

【提出日】平成18年6月16日(2006.6.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

原稿の画像を読み取る原稿読取部と、

記録媒体に前記原稿読取部で読み取った画像を記録する画像形成部と、

前記原稿読取部と前記画像形成部との間に排紙された画像記録後の記録媒体を載置する排紙トレイと、

前記排紙トレイに載置された記録媒体を装置正面の開口部から取り出し可能とするようにして、前記原稿読取部と前記画像形成部との間に配設する壁部と、

前記壁部の装置前面であって前記排紙トレイの積載高さ内に前記排紙トレイに記録媒体が排出または載置されたことを表示する表示部と  
を有することを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

原稿の画像を読み取る原稿読取部と、

記録媒体に前記原稿読取部で読み取った画像を記録する画像形成部と、

前記原稿読取部と前記画像形成部との間に排紙された画像記録後の記録媒体を載置する排紙トレイと、

前記排紙トレイと前記画像読み取り部との間に排紙された画像記録後の記録媒体を載置する第2の排紙トレイと、

前記排紙トレイおよび第2の排紙トレイに載置された記録媒体を装置正面の開口部から取り出し可能とするようにして、前記原稿読取部と前記画像形成部との間に配設する壁部と、

前記壁部の装置前面であって前記第2の排紙トレイに隣り合う位置に、前記第2の排紙トレイに記録媒体が排出または載置されたことを表示する表示部と  
を有することを特徴とする画像形成装置。

【請求項3】

請求項2に記載の画像形成装置において、

前記排紙トレイには複写による記録媒体が載置され、前記第2の排紙トレイにはファクシミリによる記録媒体が載置されることを特徴とする画像形成装置。

【請求項4】

請求項2または3に記載の画像形成装置において、

前記表示部は、前記壁部の装置前面であって前記第2の排紙トレイの積載高さ内に設けられていることを特徴とする画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、前記目的を達成するため、以下の構成とした。

(1). 原稿の画像を読み取る原稿読取部と、記録媒体に前記原稿読取部で読み取った画像を記録する画像形成部と、前記原稿読取部と前記画像形成部との間に排紙された画像記録後の記録媒体を載置する排紙トレイと、前記排紙トレイに載置された記録媒体を装置正面の開口部から取り出し可能とするようにして、前記原稿読取部と前記画像形成部との間に配設する壁部と、前記壁部の装置前面であって前記排紙トレイの積載高さ内に前記排紙トレイに記録媒体が排出または載置されたことを表示する表示部とを有することとした(請求項1)。

(2). 原稿の画像を読み取る原稿読取部と、記録媒体に前記原稿読取部で読み取った画像を記録する画像形成部と、前記原稿読取部と前記画像形成部との間に排紙された画像記録後の記録媒体を載置する排紙トレイと、前記排紙トレイと前記画像読み取り部との間に排紙された画像記録後の記録媒体を載置する第2の排紙トレイと、前記排紙トレイおよび第2の排紙トレイに載置された記録媒体を装置正面の開口部から取り出し可能とするようにして、前記原稿読取部と前記画像形成部との間に配設する壁部と、前記壁部の装置前面であって前記第2の排紙トレイに隣り合う位置に、前記第2の排紙トレイに記録媒体が排出または載置されたことを表示する表示部とを有することとした(請求項2)。

(3). (2)に記載の画像形成装置において、前記排紙トレイには複写による記録媒体が載置され、前記第2の排紙トレイにはファクシミリによる記録媒体が載置されることとした(請求項3)。

(4). (2)または(3)に記載の画像形成装置において、前記表示部は、前記壁部の装置前面であって前記第2の排紙トレイの積載高さ内に設けられていることとした(請求項4)。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項1記載の発明では、排紙トレイの横に表示部を設けることにより、排紙トレイに記録媒体が排出されたことの視認性が向上する。

請求項2記載の発明では、第2の排紙トレイの横に表示部を設けたことにより、第2の排紙トレイに記録媒体が排出されたことの視認性が向上する。

請求項3記載の発明では、各トレイへ記録媒体を仕分けるようにしたことにより、第2の排紙トレイにファクシミリによる記録媒体が載置されていることの視認性が向上する。